

第3章 Q & A 事例集

3. 0 輸出令別表第1の3項(2) 共通

Q0-1: 輸出令別表第1の3項(2)では、「次に掲げる貨物であって、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」と記されていますが、「装置」「部分品」「附属装置」と省令の関係が判りません。

A0-1: 政令では、化学製剤製造プラント全体を構成する設備、例えば反応器・貯蔵容器・ケミカル剤輸送機器・配管設備・焼却設備等を網羅する形で「装置」「部分品」「附属装置」としており、規制対象貨物については省令で定める仕様のものとして11貨物が規制されています。さらに各貨物別に特定されている部分品が規制対象となりますので注意をして下さい。

Q0-2: 省令第2条第2項には、「内容物と接触するすべての部分」という表現がありこれについて運用通達の解釈では「交換可能な部分以外で内容物と接触するすべての部分をいう。」となっています。
交換可能な部分とは、一般的には消耗品、経年変化による劣化品等で、パッキン類、ガスケット類と考えていますが正しいでしょうか。

A0-2: 軍用の化学製剤の製造用途に使用され得る貨物は、取り扱う内容物が腐食性を持つため内容物と接触するすべての部分が耐食性の高い規制材料で構成される必要があります。一方、それらの実機では、軍用の化学製剤製造用途に使用可能なものとして製造・販売されているものであっても、機器本体のマンホールや弁座のシールのためのガスケットやパッキン、或いはダイヤフラムの一部に、製造/使用上の都合により該当材質以外の材料が使用、当初から使用者等が適宜、腐食等による消耗に対して保守交換できるように製造されているものがあります。このような製品は、当該用途に使用可能なものにも係わらず、内容物と接触する一部の部分が非規制材料で構成されていることを理由に非該当(非規制)貨物と判別されうることになり、規制のループホールになってしまいます。この様な事態を避けるために、「交換可能な部分(ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう)以外で内容物と接触する全ての部分をいう。」という用語の解釈が設けられています。

Q0-3: 省令第2条第2項には、「内容物と接触するすべての部分」という表現があります。この内容物と言う表現に付いて説明してください。

A0-3: 「内容物」は化学物質(混合物を含む)と解釈されます。対応するオーストラリア・グループの用語は「Chemicals」(化学物質)です。かつては流体と言う語を当てておりました。但し流体という言葉では粉体や粒体あるいはその混合物であるスラリーやペースト状のものが含まれないという誤